

手順にかかわる委員からの意見

委員からの意見	対 応
<p><呉地正行委員> 基準 1 の分類に「泥炭地」を追加する</p>	<p>重要湿地 500 では、「泥炭地」という湿地タイプを作っていないが、「〇〇湿原」に含まれるので、実質的には含まれるものと考えられる。</p>
<p><中須賀常雄委員> 「重要湿地 500」をベースにして検討する</p>	<p>原則として「重要湿地 500」をベースに検討するが、「重要湿地 500」に含まれていなくても、ラムサール条約の基準を満たす湿地がある場合には検討対象とする。</p>
<p><鈴木孝男委員></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前回選定時の手順に示されている「湿地タイプ」で指定されているもの以外の名称が存在する（例えば、潟湖、ため池、雪田草原、水田、水路、浅海域など）。 2. 「日本の重要湿地 500（2002）」で取り上げられた湿地のうち、干潟環境を有するものを選定対象とすること。 3. 「第 7 回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査（干潟調査）報告書（2007）」で調査が行われた 157 カ所を選定対象とすること。 4. 「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状（WWFJ Science Report Vol. 3, 1996）」において「干潟をもつ各地域の現状」で取り上げられた干潟を選定対象とすること。 5. 上記の資料に掲載されている以外にも重要と考えられる干潟が存在する場合には、当該干潟を選定対象に含めること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準の見直しに含める。 2. 前回の手順でも干潟も対象とされており、引き続き対象とする。 3. 具体的な候補地の選定を行う際の資料とする。 4. 同上 5. 原則として「重要湿地 500」をベースに検討するが、「重要湿地 500」に含まれていなくても、ラムサール条約の基準を満たす湿地がある場合には検討対象とする。

<p>6. 選定にあたって、干潟環境として代表的・典型的であり、10ha以上の規模を有している場合には、基準1に該当するものとする（日本あるいは東アジアを代表するような規模をもつ干潟で、周辺海域において地形的に固有な姿をもち、特にシギ・チドリの渡りの中継地として重要である干潟）。</p> <p>7. 国際的に絶滅のおそれのある底生生物の種、又は底生生物群集の生存にとって重要だと考えられる干潟が存在する場合には、基準2に該当するものとする（絶滅危惧種、希少種にとってホットスポットと考えられる干潟）。</p> <p>8. 底生生物に関して、その生物多様性を維持するのに重要と考えられる干潟が存在する場合には、基準3に該当するものとする（周辺の海域におけるメタ群集の存続、あるいはメタ群集間のネットワークにおいて、ソースとなるような豊かな生物多様性を保持している干潟）。</p>	<p>6. 前回の手順においても10ha以上の干潟を対象としており、引き続き対象とする。</p> <p>7. IUCN、環境省作成のレッドリスト両方に掲載される種の有無を今後確認する。</p> <p>8. 基準3については、今後専門家へのアンケートに基づき、候補地を検討することを想定している。</p>
---	---